

## 新型コロナウイルスに関する注意喚起(その4): NZ入国制限措置の対象拡大

令和2年2月25日  
在オークランド日本国総領事館

1 24日、NZ政府は、NZへの入国制限措置の対象拡大を発表しました。

これまでの措置では、「過去14日間に中国本土に滞在もしくは中国本土を通過した」外国人渡航者の入国を禁止するものでしたが、25日以降は、「クルーズ船『ダイヤモンド・プリンセス号』の乗客及び乗組員」等も同措置の対象となります。

なお、本制限は中国本土全域が対象となりますが、香港、マカオ及び台湾は含まれません。また、NZ人、永住者及びその近親者等は制限の対象外ですが、過去14日以内に中国本土に滞在または通過した場合は、NZへ到着後14日間の自主隔離が求められます。詳しくは以下をご覧ください。

NZ移民局渡航制限措置(2月24日発表)

<https://www.immigration.govt.nz/documents/media/inz-response-to-the-novel-coronavirus.pdf>

在留邦人の皆様、NZに滞在されている方、またはこれから渡航を予定されている方は、NZへの入国に当たり、上記制限措置が実施されていることに留意し、引き続き関係機関から最新の情報を入手するよう努めてください。

2 新型コロナウイルスについてのご相談は、以下のNZ保健省(Ministry of Health)の新型コロナウイルスに関する専用電話窓口にお問合せください(毎日24時間対応。通訳サービスあり)。

電話番号: 0800-358-5453(無料)

海外から通話の場合: +64-9-358-5453

### 3 参考情報

NZ保健省新型コロナウイルス特設ページ

<https://www.health.govt.nz/our-work/diseases-and-conditions/covid-19-novel-coronavirus>

NZ外務貿易省の中国への渡航情報

<https://www.safetravel.govt.nz/china>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ(感染症情報)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html)